

# 令和 8 年度津堅島公共交通実証事業支援業務 仕様書（案）

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 適用範囲

本仕様書は、「令和 8 年度津堅島公共交通実証事業支援業務」（以下「本業務」とする）に適用する。

### 第 2 条 関係条例などの遵守

本業務は本仕様書の定めるもののほか、下記の関連条例等を遵守のうえ実施するものとする。

- (1) うるま市土木設計業務等委託契約約款
- (2) 本市の諸条例、規則等
- (3) その他関係する法律、政令、省令、通達等

### 第 3 条 関係書類の提出

受注者は、契約締結後、発注者が指定する期限内において、下記の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

- ①着手届 ②工程表 ③管理技術者等通知書 ④経歴書 ⑤業務計画書 ⑥業務完了届
- ⑦報告書 ⑧業務成果物引渡書 ⑨その他、協議により指示のあった事項

### 第 4 条 技術者要件

1. 本業務は、津堅島公共交通実証事業の本格運行への移行に向けた支援を目的とする。  
この目的を達成するため、主たる担当技術者は道路運送法第 7 8 条第 2 号に基づく自家用有償旅客運送に精通しており、過去に自家用有償旅客運送に関連した同様の事業を受託し、実施したことが有る者を配置しなければならない。
2. 主たる担当技術者は原則沖縄県内に常駐している者を配置しなければならない。ただし、打合せ協議や発注者の申し出による急を要する協議、関係機関との調整や資料の提出等、本業務に支障をきたすことがないように、速やかに応じることができればその限りではない。なお、県外から技術者等を配置する場合の旅費交通費はすべて受注者の負担とする。

## 第5条 打合せ及び作業状況の報告

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者と十分な打ち合わせを行い、作業工程に従って適切な業務の遂行に努めなければならない。また、発注者が作業状況の報告を求めたときは直ちに報告を行うものとする。

本仕様書に記載していない事項であっても、作業上必要と認められるものについては、発注者と協議し履行するものとする。

## 第6条 損害賠償

受注者は、業務遂行中に生じた事故及び第三者に与えた損害等に対して、一切の責任を負い、これに係る費用のすべてを負担する。この場合、内容・状況等を発注者へ報告し、指示に従うものとする。

## 第7条 体制の確保

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者が指定する打合せ及び緊急を要する事項等に対して、迅速に対応できる体制を確保しなければならない。

## 第8条 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合、または、定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者との協議の上、発注者の指示に従うものとする。また、協議結果を記録整備しておくものとする。

## 第9条 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。また、業務期間中及び業務完了後において地域住民に対し、誤解や疑義を招くような言動をしてはならない。

## 第10条 資料の貸与

発注者は、本業務を実施するために必要な図書等を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された図書等を業務完了後、速やかに返却しなければならない。なお、貸与された図書等に破損、紛失等があった場合は、受注者がその責務を負うものとする。

## 第11条 検査

受注者は、本業務完了後、成果品及び関係資料を提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受け、発注者から修正の指示を受けた場合は、速やかに修正をしなければならない。

## 第12条 成果品の帰属

成果品等はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに他の公表、貸与又は使用してはならない。

### 第13条 著作権等の取り扱い

本業務に使用する第三者が権利を有する著作物については特に留意し、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きは受注者の責において行うものとする。

### 第14条 瑕疵

受注者は本業務完了後といえども、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正等を受注者の負担において行うものとする。

### 第15条 補則

本仕様書に定めのない事項や本業務を進めるにあたっては、受注者は発注者と十分調整を図りながら行うものとする。

業務内容変更により、契約金額に変更が生じる場合は、発注者と受注者との協議の上、契約変更を行うものとする。

## 第2章 業務内容

### 第16条 業務名

令和8年度津堅島公共交通実証事業支援業務

### 第17条 目的

津堅島は約320人が定住する「有人離島」で、年間で約15,000人の観光客数が訪れている。

津堅島は公共交通が存在しない「交通空白」地域となっている。

島民や来島者の二次交通が課題となっており、島内には給油所がなく道路も狭隘であることから、グリーンスローモビリティを導入した実証事業を行っている。

本事業は、グリーンスローモビリティを活用した津堅島の公共交通を検討し、令和9年度に予定している本格運行への移行に向けた実証事業の支援、提案を目的とする。

### 第18条 履行期間

契約日の翌日から令和9年2月26日まで

### 第19条 提案価格書要領

本業務の提案価格書は、別紙「業務内訳書」に沿って下記のとおり作成するものとする。

- ① 工種毎に「職種名」「人工数」「数量」「単価」を明記した直接人件費の内訳書
- ② 直接経費の内訳書
- ③ 令和8年度設計業務委託等技術者単価にて作成
- ④ 設計に使用する価格は原則として消費税抜きとし、業務価格は税抜き表示とする。
- ⑤ 消費税率は10%として、業務委託料を算出することとする。  
(業務委託料) = (業務価格) + (消費税相当額)
- ⑥ 諸経費は、令和8年度設計業務等標準積算基準書にて作成。

### 第20条 業務内容

#### (1) 計画・準備

本業務を計画的・効率的に実施するため、業務計画書を作成する。

#### (2) アンケート調査

津堅島を訪れる観光客向けに運行内容の妥当性と発展性を確認するアンケート調査を行うこと。

※回答が多く見込める夏季に行うこと。

(乗車金額、貸切運行時間、組合せ販売、web予約方法等)

### (3) 実証運行の実施支援

実証運行がスムーズかつ効果的に遂行されるように委託者及び運行事業者の支援を行う。

② (2) アンケート調査の結果を踏まえ、実証内容を更新すること。

②主に繁忙期を対象として、定員超過により乗車できなかった人数、時間帯、代替手段等を確認できるようにすること。

③ 運行内容に応じて、過年度に作成した運行マニュアルを更新すること。

④島内事業者から web 予約管理システムの改善点の聞き取りや提案等を行うこと。

※Web 予約管理システムについては、うるま市が九州産業大学に研究委託することにより運用している。

### (4) 観光マップ・リーフレットの作成

島内の観光名所や魅力を記載したリーフレットを作成する。

※貸切運行時に乗客へ配布することを想定している。

・部数 200部 サイズ・A3～A4 (1枚) 色・カラー

※折りたたんでポケットに入るようにすること。

※トイレの場所や緊急時の避難場所も記載すること。

### (5) 観光振興に資する提案

現在導入しているグリーンスローモビリティ 2 台を活用した津堅島観光の付加価値を高める提案をすること。

※運行時間は 1 台当たり一日 8 時間 (間に 1 時間休憩を挟む) とする。

### (6) 実証運行の結果分析

実証運行の結果を集計し、分析すること。

### (7) 関係者会議の開催支援

運行事業者、航路事業者、自治会等との関係者会議を 3 回程度想定している。その会議の開催を支援すること。(日程調整、会議場所の選定、資料作成、議事録作成等)

※現在、島民・島内従事者・島民親族・市役所職員は割引カード提示により運賃が無料になる。

本格運行へ移行の際に、親族についての定義づけ、割引カードによらない確認方法の調整をすること。

### (8) 本格運行計画案の作成

前項までの調査結果を踏まえ、本格運行計画案を作成する。

なお、令和 9 年度からフィーダー補助を活用した本格運行を開始するため、それを前提とした計画を作成するものとする。

(9) 成果品の作成

「第 22 条 成果品」に記す成果品の作成。

※成果品の作成に係る印刷費を含む。

**第 21 条 業務打合せ・協議**

本業務が円滑に実施されるよう業務着手時、中間 1 回、成果品納入時の 3 回を基本とする。

(業務遂行上、3 回以上となっても変更の対象としない。)

**第 22 条 成果品**

- |                       |       |     |
|-----------------------|-------|-----|
| 1) 報告書 (A4 リングファイル綴り) | ..... | 2 部 |
| 2) 電子データ              | ..... | 一式  |
| 3) その他発注者の指示するもの      | ..... | 一式  |

**第 23 条 再委託の禁止**

本業務については、原則としてその履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、発注者の承諾を得た場合はその限りではない。